

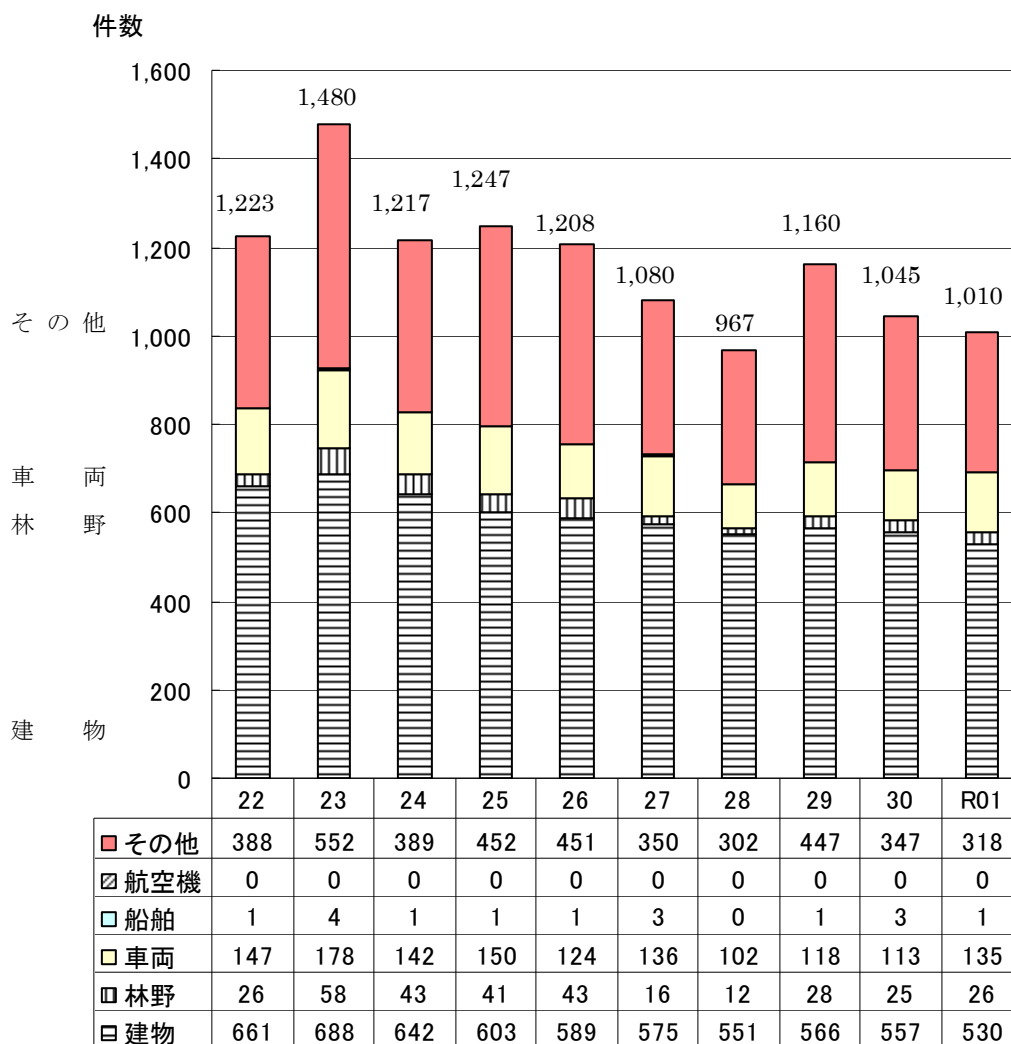
1 火災の状況

(1) 出火件数

令和元年中（1月～12月）における県内の火災は、総出火件数が1,010件（一日平均2.8件）と、前年と比べて35件（3.3%）減少した。

出火件数を火災種別で見ると、建物火災が530件（全火災の52.5%）、林野火災が26件（同2.6%）、車両火災が135件（同13.4%）、船舶火災が1件（同0.1%）、その他火災が318件（同31.5%）となっている。

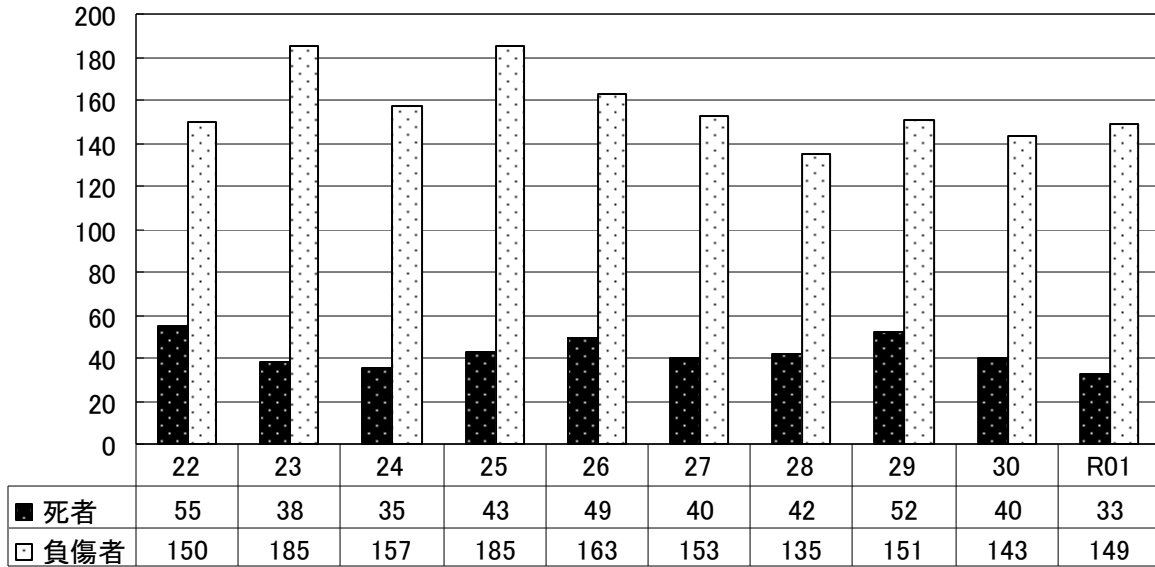
過去10年火災種別出火件数



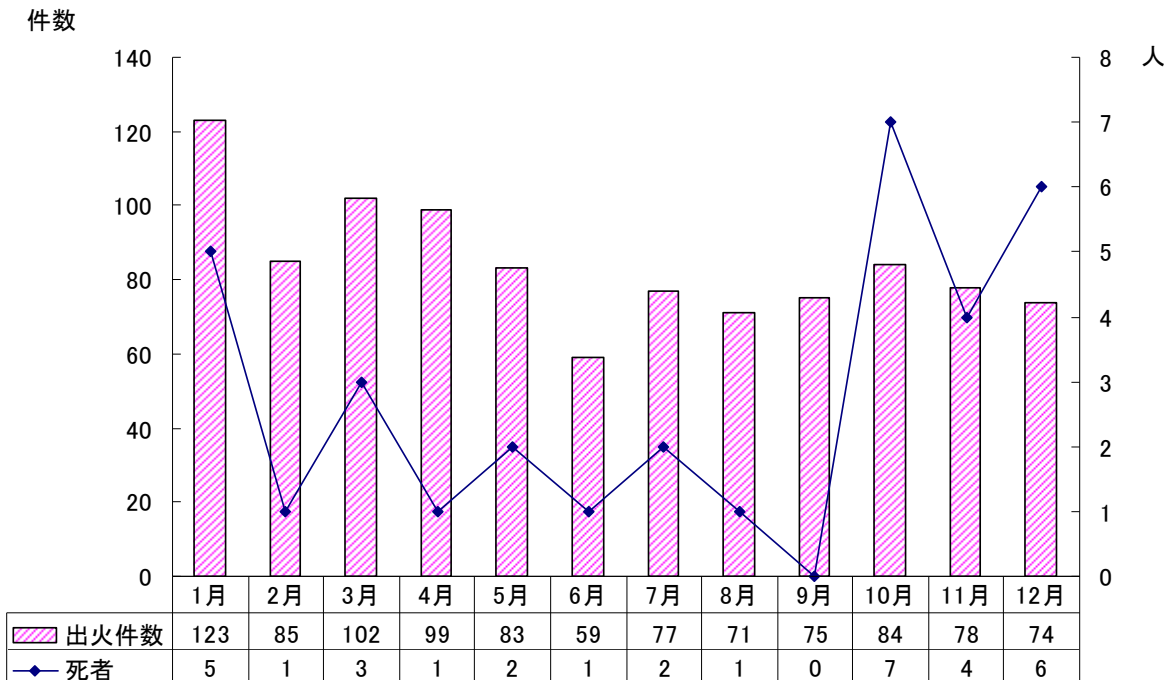
(2) 死傷者数

火災による死者は33人（うち放火自殺者は7人(前年4人から3人増加)）で前年より7人（17.5%）減少し、負傷者は149人で6人（4.2%）増加した。

過去10年死傷者数



月別出火件数と死者



(3) 焼損面積と損害額

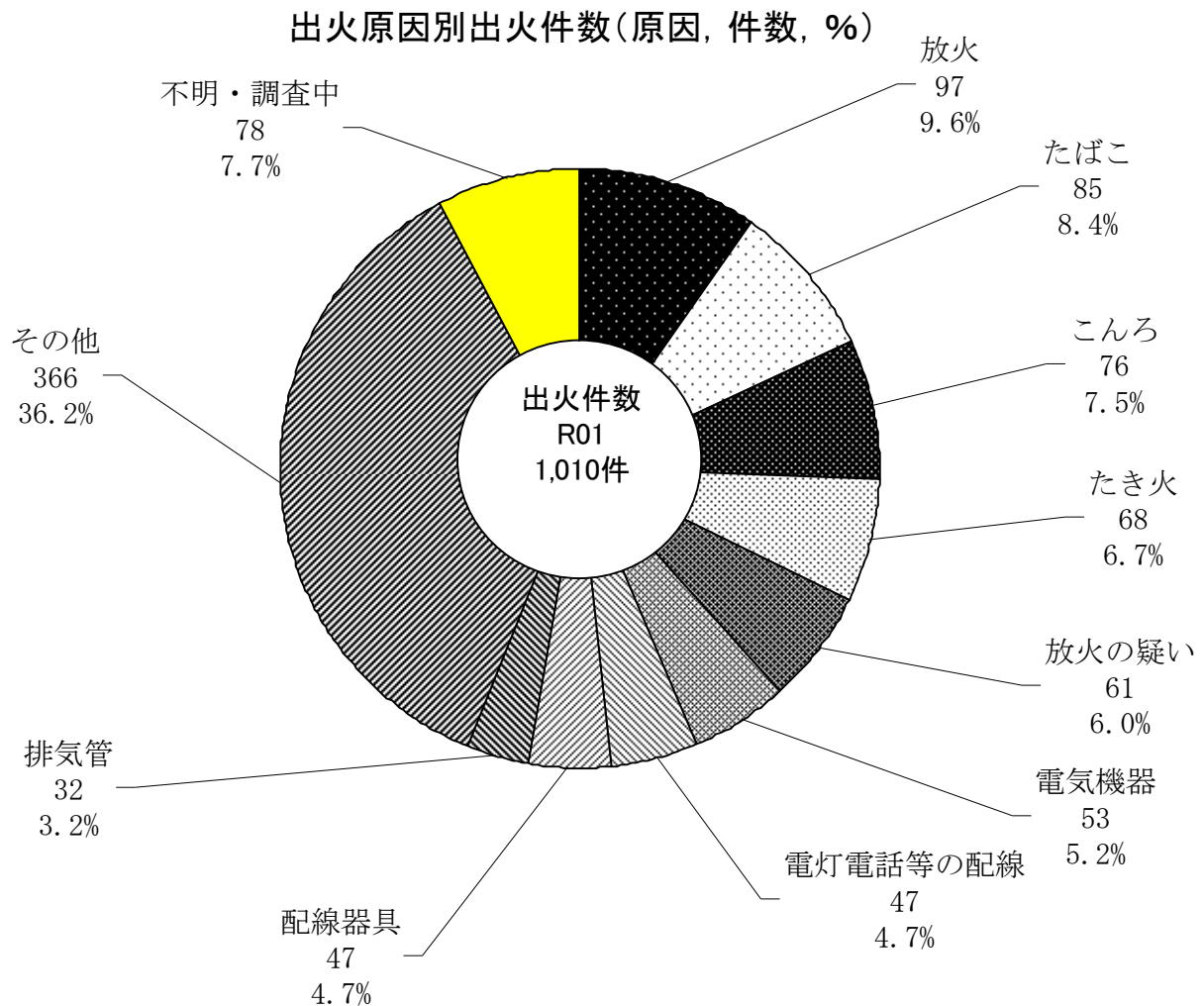
建物焼損床面積は41,265 m²で前年より17,739 m² (75.4%)増加し、建物焼損表面積は2,617 m²と前年より3,125 m² (54.4%)減少した。

また、林野焼損面積は861aで前年より481a (126.6%)増加した。

損害額は5,543,844千円(1件あたり約5,489万円)で、前年より2,667,111千円(92.7%)増加した。

(4) 出火原因

出火原因別の出火件数は、多い順に、放火97件(全火災の9.6%)、たばこ85件(同8.4%)、こんろ76件(同7.5%)、たき火68件(同6.7%)、放火の疑い61件(同6.0%)となっている。この上位5項目で全体の約4割を占める。



2 予防対策の推進状況

(1) 防火管理制度

火災発生の防止と火災による被害の軽減を図るため、市町村の消防力の充実強化とともに、国民自らによる火災予防体制を推進しなければ十分な効果をあげることができない。この制度の一つとして防火管理制度がある。

防火管理制度は、消防法第8条に基づき、収容人員が10人以上の認知症高齢者グループホーム等の社会福祉施設、収容人員が30人以上の特定防火対象物又は収容人員が50人以上の非特定防火対象物の管理について権限を有する者に、一定の資格を有する者のうちから防火管理者を選任させ、消防計画の作成とそれに基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備等、防火管理上必要な業務を行わせることにより、防火対象物の防火管理を徹底させようとするものである。

特定防火対象物で300㎡以上又は非特定防火対象物で500㎡以上の建物は甲種防火管理者から、それ以外の建物については甲種防火管理者又は乙種防火管理者から防火管理者を選任することとなっている。

令和2年3月31日現在の防火対象物※の防火管理者選任率は90.6%、消防計画の策定率は87.4%である。(※管理権限が単一の場合)

(2) 消防用設備等

ア 防火対象物の実態

防火対象物における消防用設備等の設置及び維持については、消防法第17条第1項の規定により、用途、規模、構造等に応じて消火設備、警報設備、避難設備等、消火活動上必要な施設を設置し、維持管理することが義務づけられている。

令和2年3月31日現在の防火対象物の数は147,333件である。

イ 消防用設備等の保守体制の整備状況

防火対象物の関係者は、消防法第17条の3の3の規定により、定期的に消防用設備等について所要の点検を行い、特に一定の防火対象物については消防設備士又は消防設備点検資格者に点検を行わせ、その結果を消防機関に報告しなければならない。

令和2年3月31日現在の消防用設備等の点検・報告済防火対象物の数は68,736件である。

ウ 防炎規制

火災予防の一環として消防法第8条の3の規定により、旅館、ホテル、病院等の防炎防火対象物において用いられるカーテン、どん帳、じゅうたん等の防炎防火物品については、所定の防炎性能を有するものでなければならないこととされている。

令和2年3月31日現在の県内の防炎防火対象物のうち、延べ面積又はその床面積の合計が150㎡以上のものは31,494件である。

(3) 消防設備士試験

消防法第 17 条の 8 に基づき、消防用設備等の設置及び維持に関して必要な知識と技能について行うもので、試験に合格し消防設備士免状の交付を受けた者は消防用設備等の工事又は整備を行うことができる。

試験は、消防設備士免状の種類に応じ、甲種、乙種に分かれ、免状の指定区分に応じ、消防用設備等の工事又は整備ができる。

なお、試験は、(一財) 消防試験研究センターが実施しており、令和元年度の受験者数は 1,428 人で、合格者数は 499 人である。

(4) 消防設備士講習

消防法第 17 条の 10 に基づき、免状の交付を受けた日から 2 年以内、それ以後は 5 年以内毎に受講義務が課されている。

(一財) 静岡県消防設備協会に講習事務を委託しており、令和元年度の受講者数は 1,465 人である。

*なお、詳細については「VI 予防・危険物・高圧ガス統計」を参照してください。

図1 防火管理者選任率(%)

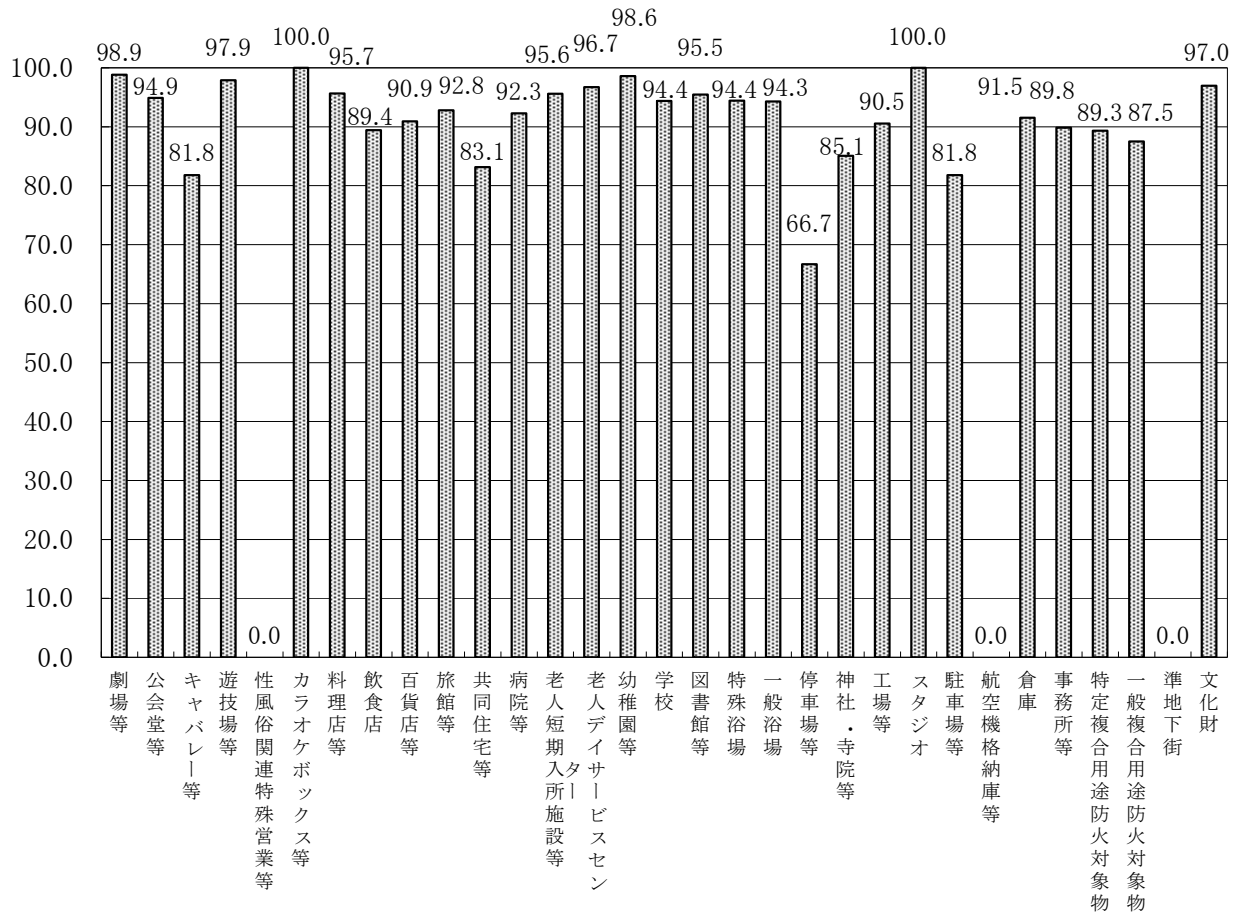
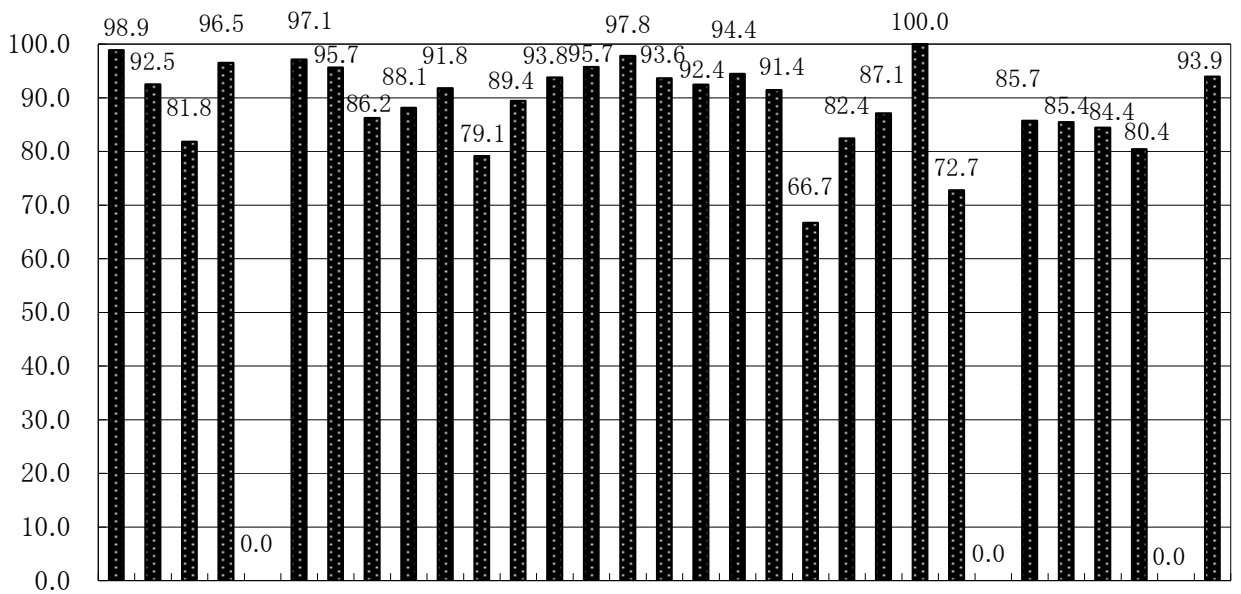


図2 消防計画策定率(%)



3 危険物施設の保安体制

(1) 危険物の規制

ガソリンや灯油などの危険物は、私たちの日常生活になくってはならないものだが、火災発生危険が大きく、いったん火災になると急速に拡大し、消火には特殊な消火設備と技術が必要となる。したがって、その貯蔵、取扱い、運搬方法などについてハード、ソフトの両面から安全確保を図っている。

(2) 危険物施設数（完成検査済証交付施設）

県内の危険物施設の総数は、令和2年3月31日現在13,829件である。

図1は、令和2年3月31日現在の施設別の件数を表しており、製造所230件で構成比1.6%、貯蔵所は9,383件で67.9%、取扱所は4,216件で30.5%となっている。最近10年間の危険物施設数の推移を示したのが図2であり、施設数は年々減少傾向にある。

図1 危険物施設の状況（令和元年度）

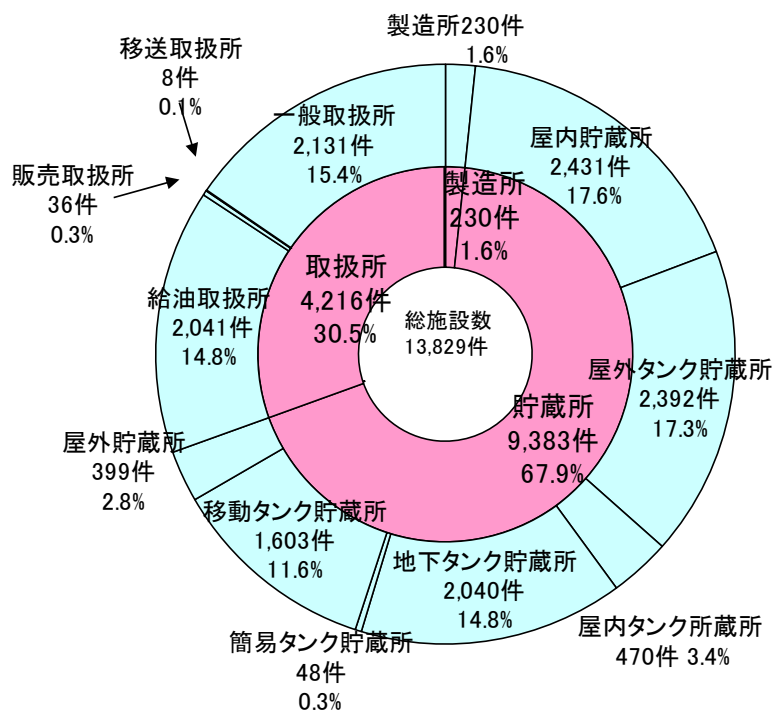
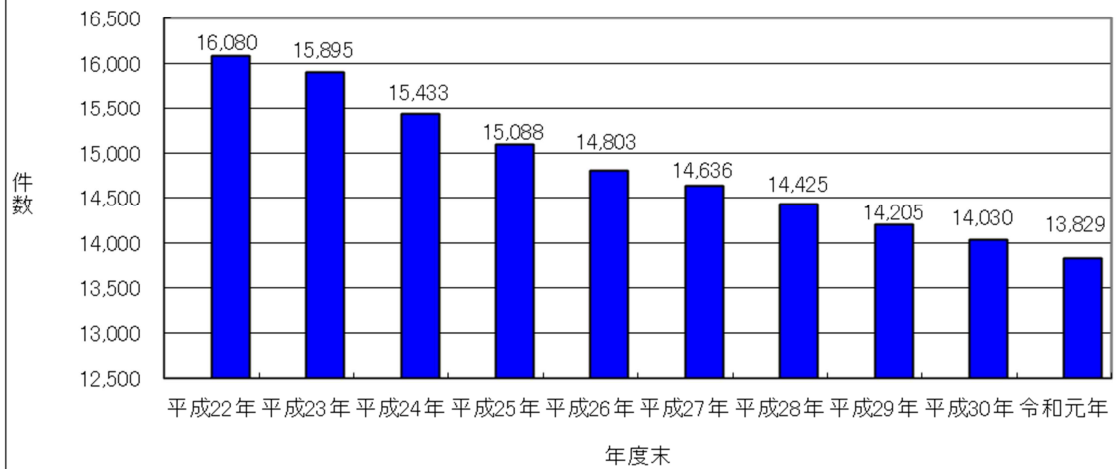


図2 危険物施設数の推移



(3) 保安体制

一定規模以上あるいは特定な態様の製造所等の所有者は、実務経験を有する者のうちから、危険物の安全管理について総括的に管理監督する責任者、すなわち危険物保安監督者や危険物施設保安員等を選任し、危険物施設の保安の業務を行っている。

危険物施設を有する事業所 6,404 のうち、危険物保安統括管理者を要する事業所は 3、危険物施設保安員を要する事業所は 77、予防規程の作成を要する事業所は 1,398、自衛消防組織を要する事業所は 4 である。

(4) 危険物製造所等の事故

令和元年中に発生した危険物等の事故件数は、23 件であった。事故種類別には、火災が 7 件、流出が 9 件、破損が 4 件、その他 3 件で、物的要因としては危険物施設の老朽化等に伴う腐食・劣化が多く、人的要因としては管理不十分・確認不十分などが主な原因となっている。

今後とも、危険物に係る火災等の事故をなくすため、関係事業所への立入検査、指導等あらゆる機会をとらえ、官民一体となって事故防止への啓発に努めていく必要がある。

(5) 危険物取扱者に対する教育

危険物取扱者免状所有者のうち、危険物取扱の実務に従事する者は、県知事が行う危険物取扱者保安講習を 3 年に 1 度受講する義務が課せられている。令和元年度は、保安講習を 4 月～9 月の前期と 10 月～3 月の後期の 2 回に分け、延べ 58 会場で実施した。令和元年度の受講者数は、合計で 8,238 人であった。

4 高圧ガス施設の保安体制

(1) 「高圧ガス保安法」と「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」

「高圧ガス保安法」は、高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱を規制するとともに、民間事業者及び高圧ガス保安協会による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進し、もって公共の安全を確保することを目的としている。

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（いわゆる液化石油ガス法）」は、一般消費者等に対する液化石油ガスの販売、液化石油ガス器具等の製造及び販売等を規制することにより、液化石油ガスによる災害を防止するとともに、液化石油ガスの取引を適性にし、もって公共の福祉を増進することを目的としている。

(2) 高圧ガス保安法及び液化石油ガス法による規制対象施設

平成 31 年 4 月 1 日現在の県内の規制対象施設は、高圧ガス保安法による規制対象数が 6,114 件、液化石油ガス法による規制対象数が、2,719 件である。

図 1 は、高圧ガス保安法による規制対象数の内訳を示している。これによると、一般高圧ガス施設 3,152、液化石油ガス施設 1,087、冷凍施設 1,875、コンビナート施設 0 となっており、内訳は図 2 に示すとおりである。図 3 には液石法規制対象事業所数を示す。

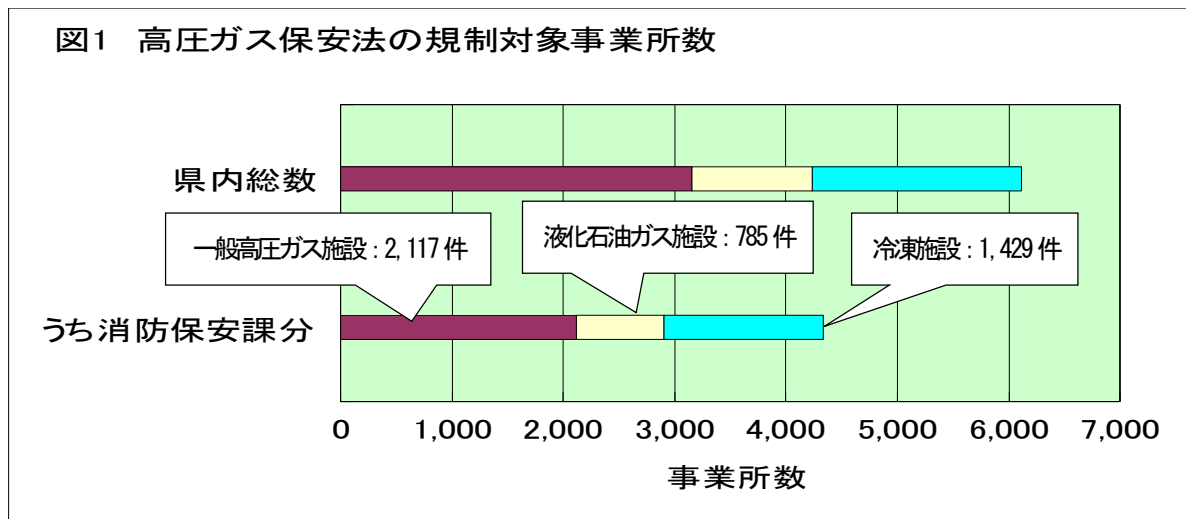


図2-1 高圧ガス保安法規制対象事業所の内訳(県内総数)

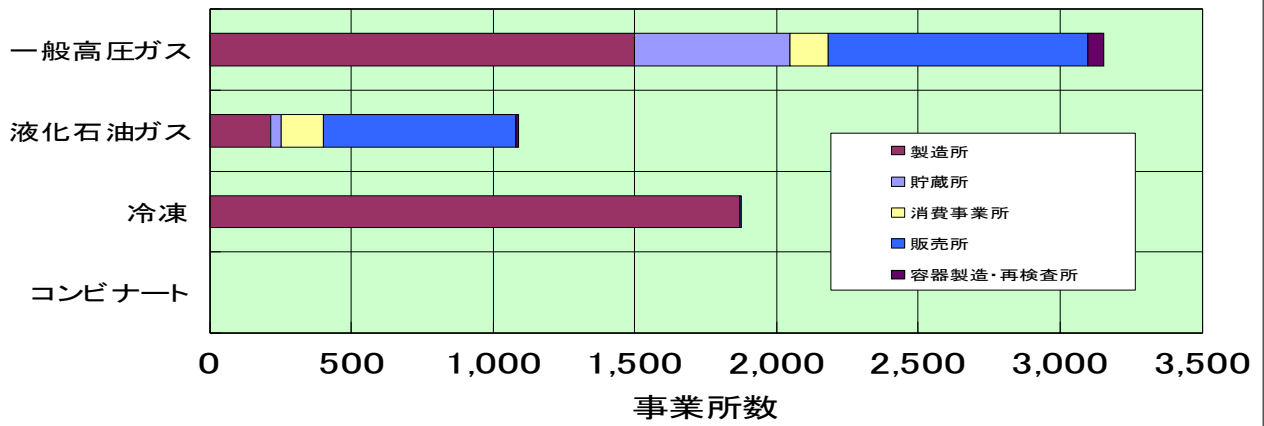


図2-2 高圧ガス保安法規制対象事業所の内訳(うち消防保安課分)

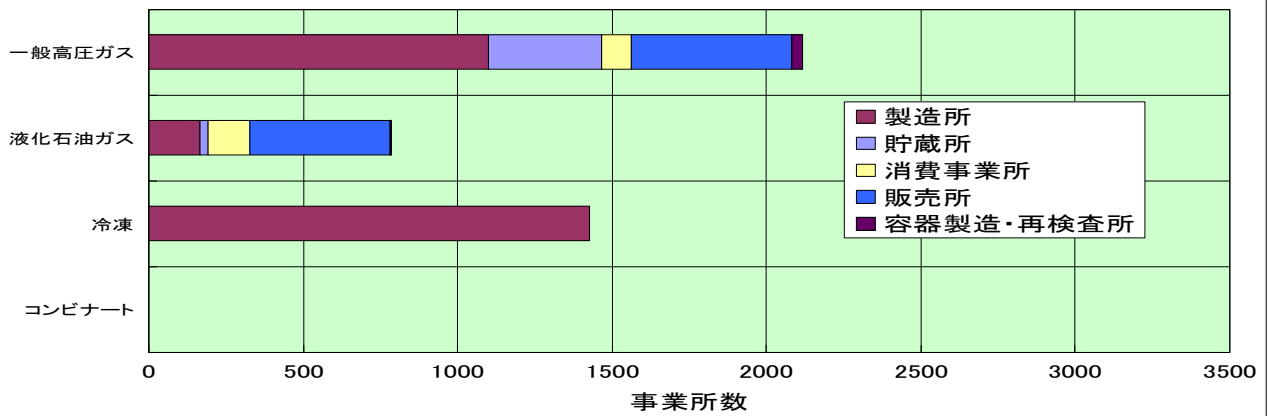


図3-1 液石法の規制対象事業所数(県内総数)

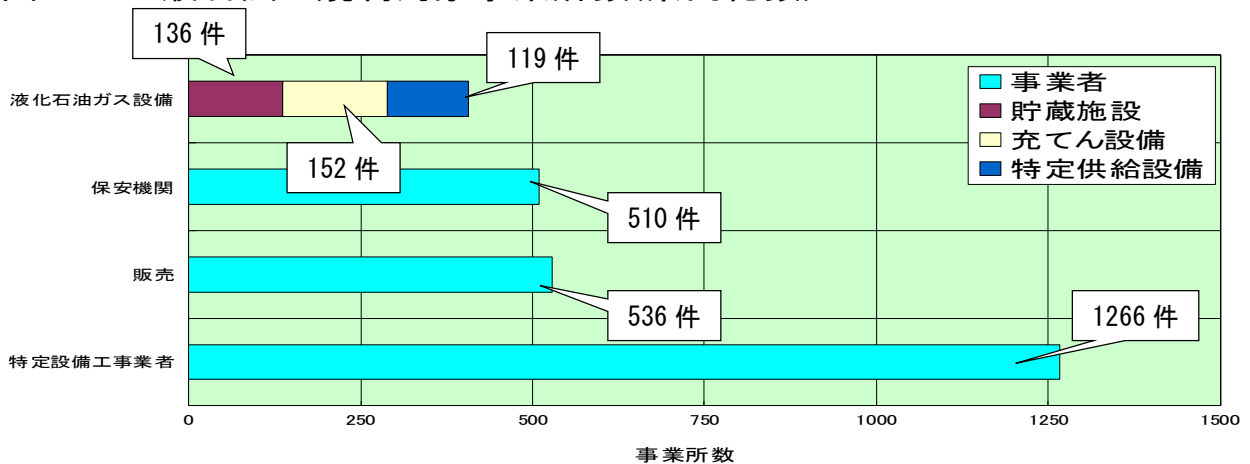
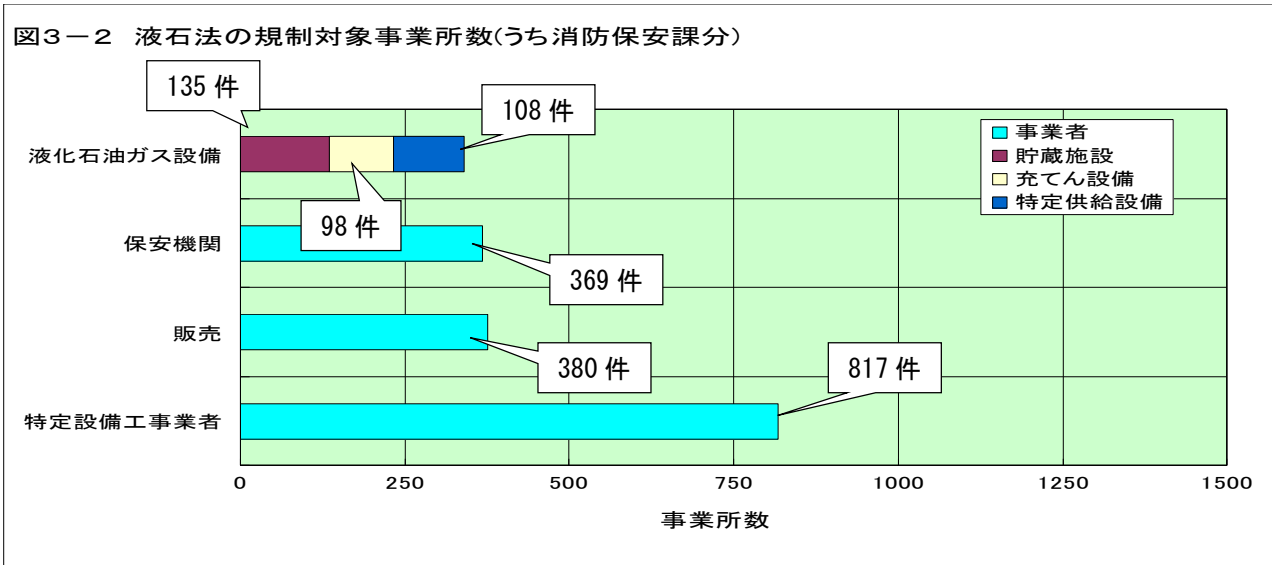


図3-2 液石法の規制対象事業所数(うち消防保安課分)



(3) 高圧ガス関係の事故

令和元年中に発生した高圧ガス事故件数は25件で、前年に比べ9件増加した。このうち、高圧ガス保安法に関連する事故は15件で、液化石油ガス法に関連する事故は10件である。

(4) 高圧ガス製造保安責任者等の免状

令和元年度、高圧ガス製造保安責任者等の試験受験者は1,338人で、614人(合格率45.9%)が合格している。前年度と比べて受験者数が197人減少し、合格者数は169人減少し、合格率も減少した。(前年度合格率51.0%)

また、令和元年度の免状交付数は774件で、内訳は、新規交付が706件、再交付が30件、書換えが38件となっている。

5 消防の状況

令和2年4月1日現在、県内には16の消防本部が設置されている。このうち市町が単独で設置した消防本部が10本部、複数市町により設置された消防一部事務組合が6本部である。

これら消防本部の下に45の消防署と91の出張所等が設置され、火災・救急・救助等の活動を行っている。

平成27年度まで25消防本部あったが、消防の広域化が進み、平成28年度から16消防本部となった。消防の広域化により、より高機能な消防施設等の計画的整備や効率的な消防行政の推進が期待されている。

表1 消防業務の実施状況

消防本部	管轄市町	実施方式	
		単独	組合
① 下田消防本部	下田市、南伊豆町、河津町、西伊豆町、松崎町		○
② 駿東伊豆消防本部	沼津市、伊東市、伊豆の国市、伊豆市、東伊豆町、函南町、清水町		○
③ 富士山南東消防本部	三島市、裾野市、長泉町		○
④ 熱海市消防本部	熱海市	○	
⑤ 富士市消防本部	富士市	○	
⑥ 富士宮市消防本部	富士宮市	○	
⑦ 御殿場市・小山町広域消防本部	御殿場市、小山町		○
⑧ 静岡市消防局	静岡市、島田市、牧之原市、川根本町、吉田町	○※	
⑨ 志太広域事務組合志太消防本部	焼津市、藤枝市		○
⑩ 掛川市消防本部	掛川市	○	
⑪ 御前崎市消防本部	御前崎市	○	
⑫ 菊川市消防本部	菊川市	○	
⑬ 磐田市消防本部	磐田市	○	
⑭ 袋井市森町広域行政組合袋井消防本部	袋井市、森町		○
⑮ 浜松市消防局	浜松市	○	
⑯ 湖西市消防本部	湖西市	○	

※静岡市が設置した消防本部に2市2町が委託

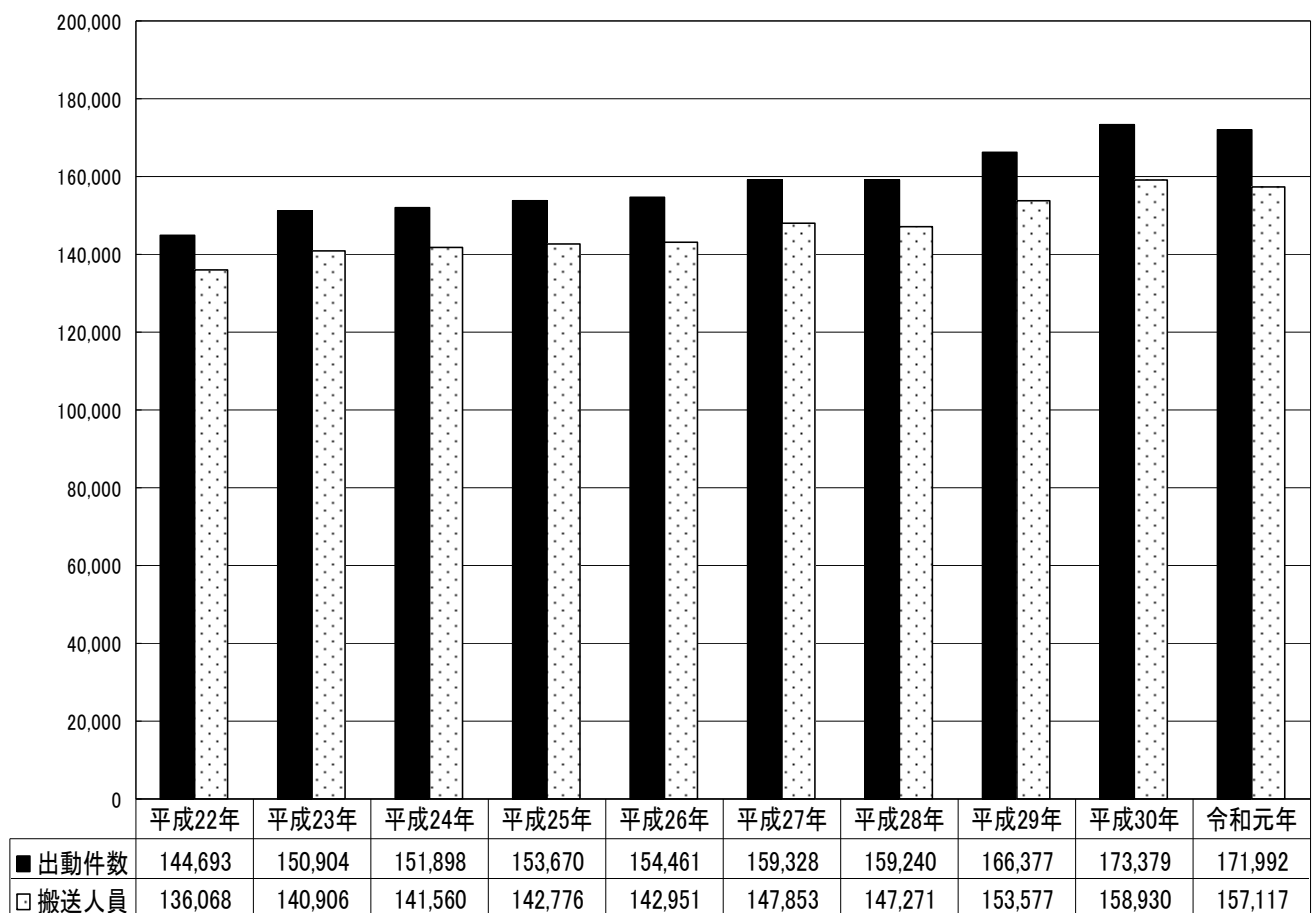
6 救急の状況

(1) 令和元年の概況

令和元年中(1～12月)の救急出動件数(119番通報により救急自動車が出動した件数)は171,992件(前年比0.8%減)となった。これは単純計算すると、3分に1回、救急自動車が出動していることとなる。

搬送人員数(救急自動車により医療機関等に搬送された人数)は157,117人(前年比1.14%減)となった。

図1 救急出動件数及び搬送人員(過去10年)



(参考) 全国における救急出動件数・搬送人員数(令和元年中 確定値)

救急出場件数・・・6,639,767件(前年比34,554件 0.5%増)

搬送人員数・・・5,978,008人(前年比17,713人 0.3%増)

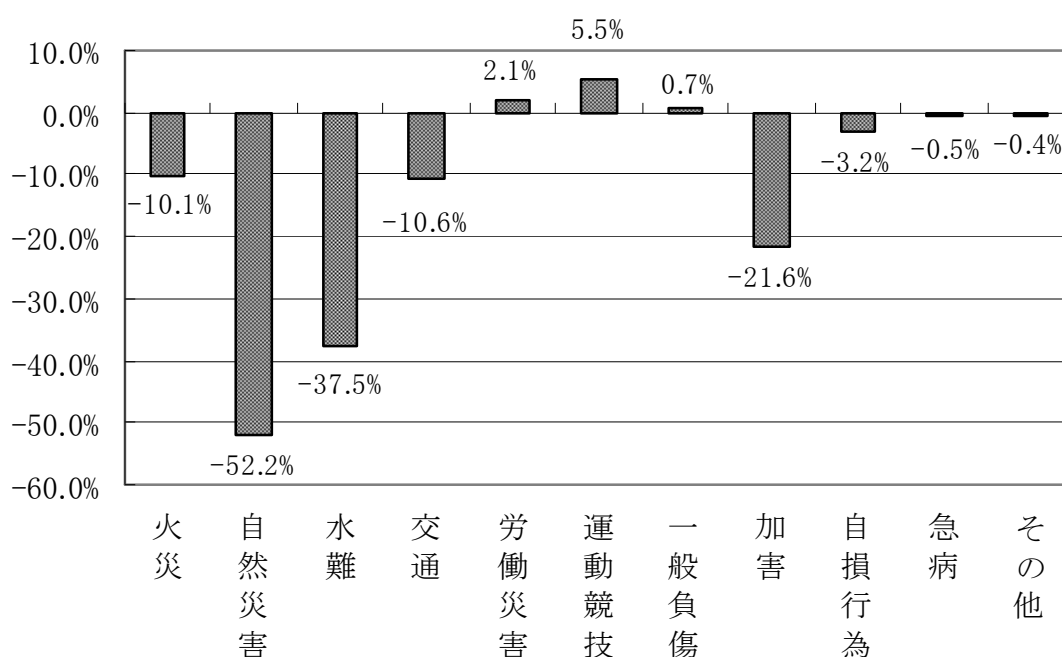
(2) 事故種別搬送人員数

令和元年中における事故種別搬送人員数を多い順に並べると、急病（99,517人 63.3%）、一般負傷（22,814人 14.5%）、交通事故（11,363人 7.2%）、労働災害（1,669人 1.1%）の順となる。（表1参照）

<表1 事故種別搬送人員数構成比>

順位	事故種別	人 数	構成比	順位	事故種別	人 数	構成比
1	急 病	99,517	63.34%	7	自損行為	886	0.57%
2	一般負傷	22,814	14.52%	8	加 害	327	0.21%
3	そ の 他	19,174	12.20%	9	火 災	125	0.08%
4	交 通	11,363	7.23%	10	水 難	70	0.04%
5	労働災害	1,669	1.06%	11	自然災害	11	0.01%
6	運動競技	1,161	0.74%	合 計		157,117	100.00%

図2 対前年比増減率



(3) 年齢区分別・傷病程度別搬送人員数

令和元年中に救急隊により医療機関等に運ばれた傷病者を年齢区分別及び傷病程度別に分類すると表2及び図3のとおりとなる。

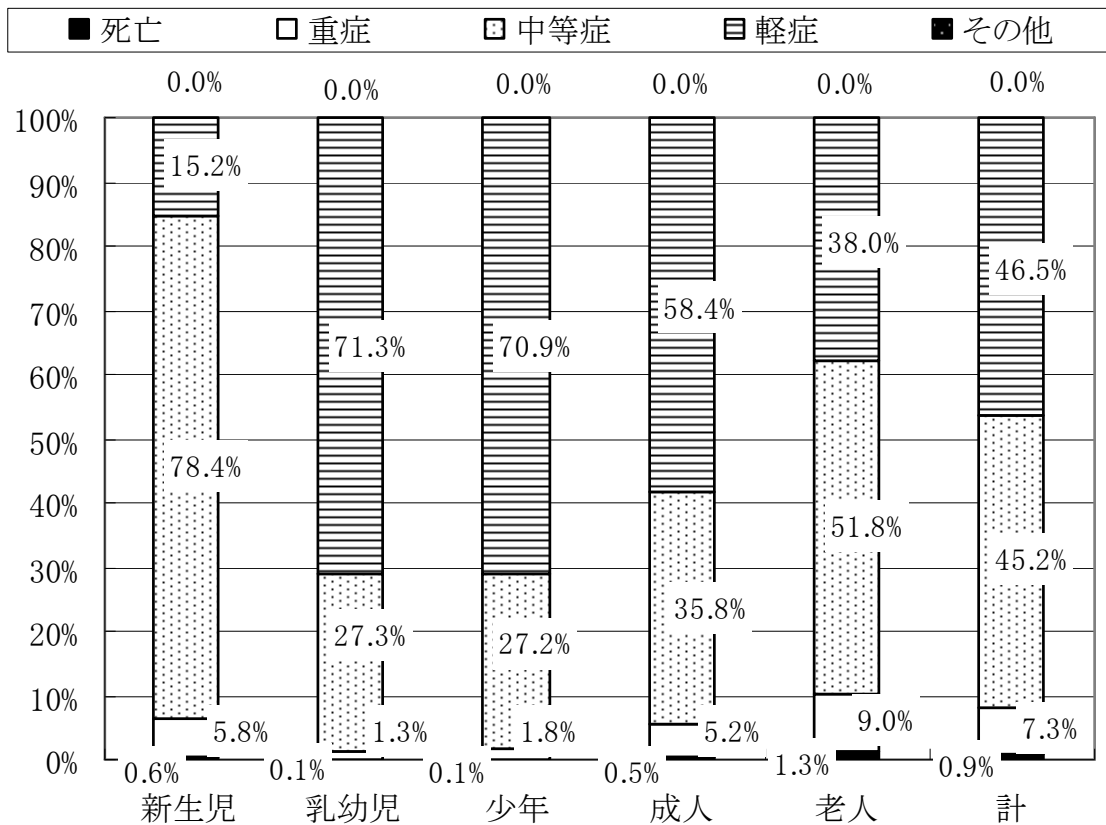
これら統計からの特徴的な点は以下のとおりである。

- ・新生児については中等症の占める割合が78.4%と非常に高い。
- ・乳幼児及び少年については、軽症の占める割合が7割と非常に高い。
- ・老人については、全搬送者に占める割合が62.7%と高くなっており、傷病程度も死亡・重症が10.3%を占めている。

<表2 年齢区分別搬送人員>

	新生児	乳幼児	少年	成人	老人	計
搬送人員数	171	6,435	5,314	46,737	98,460	157,117
構成比	0.1%	4.1%	3.4%	29.7%	62.7%	100.0%

図3 年齢区分別傷病程度内訳



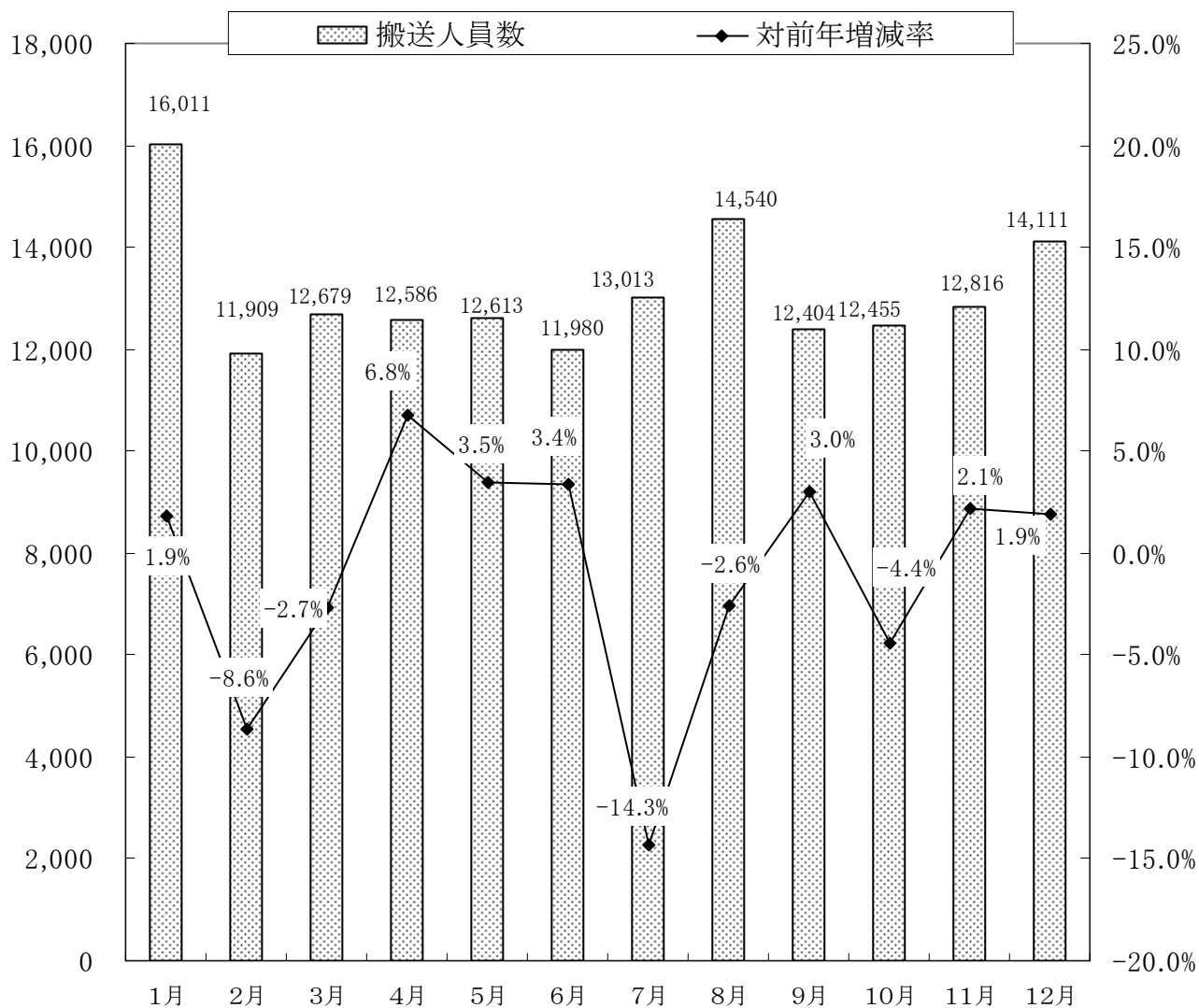
*1 年齢区分については、新生児（生後28日以内）、乳幼児（生後29日以上7歳未満）、少年（7歳以上18歳未満）、成人（18歳以上65歳未満）及び老人（65歳以上）。

*2 傷病程度区分については、死亡（初診時において死亡が確認された者）、重症（傷病の程度が3週間以上の入院加療を必要とする者）、中等症（傷病の程度が入院加療を要する者で、重症に至らない者）、軽症（傷病の程度が入院加療を要しない者）及びその他（初診時に医師の診断のない者又は病院以外の場所に搬送した者）。

(4) 月別搬送人員数

本県における特徴的な点として、1月、8月及び12月の搬送人員数が他の月と比較して多くなっている。

図4 月別搬送人員数と対前年増減比



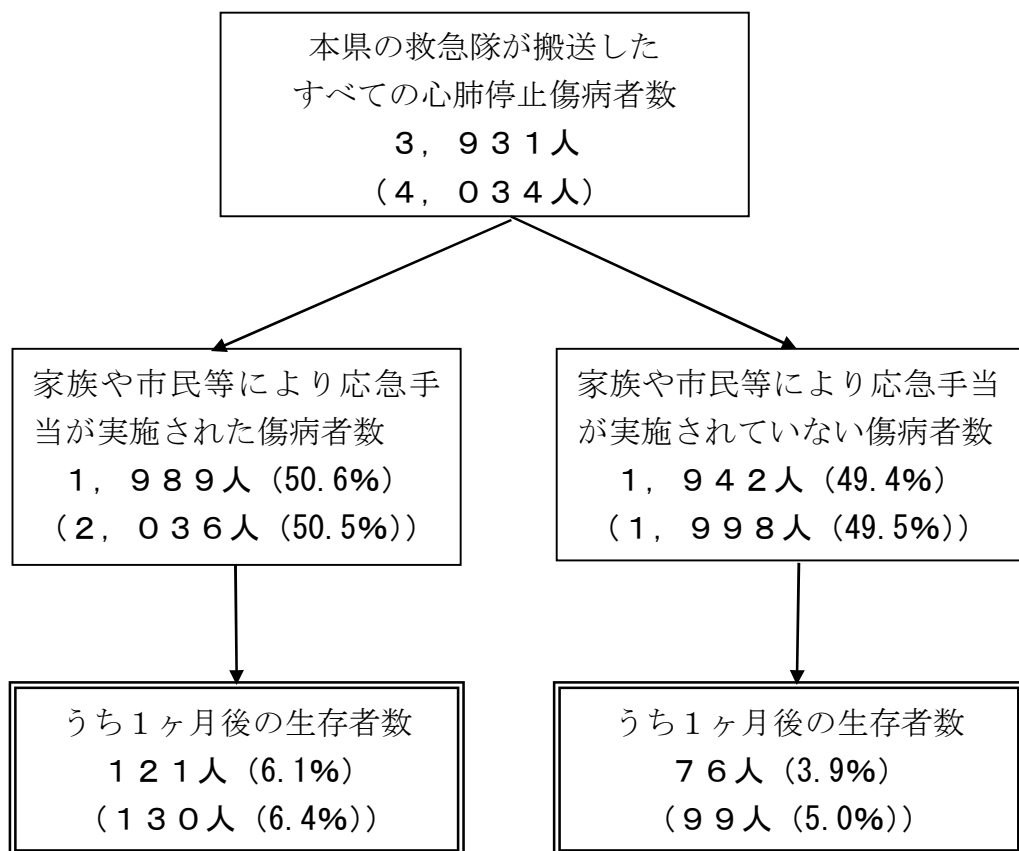
(5) 応急手当の普及啓発

全国及び本県において、119番通報から救急車が現場に到着するまでの平均所要時間は、約8～9分である。この間、心臓や呼吸が停止した傷病者（心肺停止状態者）に対して、適切な応急手当をすることが、傷病者の予後に大きく影響する。

応急手当の実施状況は図5のとおりである。

応急手当を普及するため、県内消防本部において、普通救命講習会が表3のとおり実施されており、受講者がさらに多くなるよう普及啓発活動を推進していくことが今後の課題である。

図5 応急手当の実施状況（令和元年中、下段（ ）は平成30年中の実績）



<表3 過去5年間の普通救命講習受講者数>

年	受講人員 (人)	回数 (回)
平成27年	33,029	1,900
平成28年	31,556	1,903
平成29年	31,860	1,875
平成30年	29,667	1,804
令和元年	25,472	1,556

7 救助の状況

令和元年中の救助活動件数は、1,075件（前年比2.3%減）、救助人員数は1,016人（前年比7.5%増）となっている。

平成22年から令和元年までの推移は図1のとおりである。

次に救助活動を事故種別で見ると、図2のとおりとなり、本県の場合最も多い種別は交通事故で、全体の25.5%を占めている。

図1 救助活動件数と救助人員

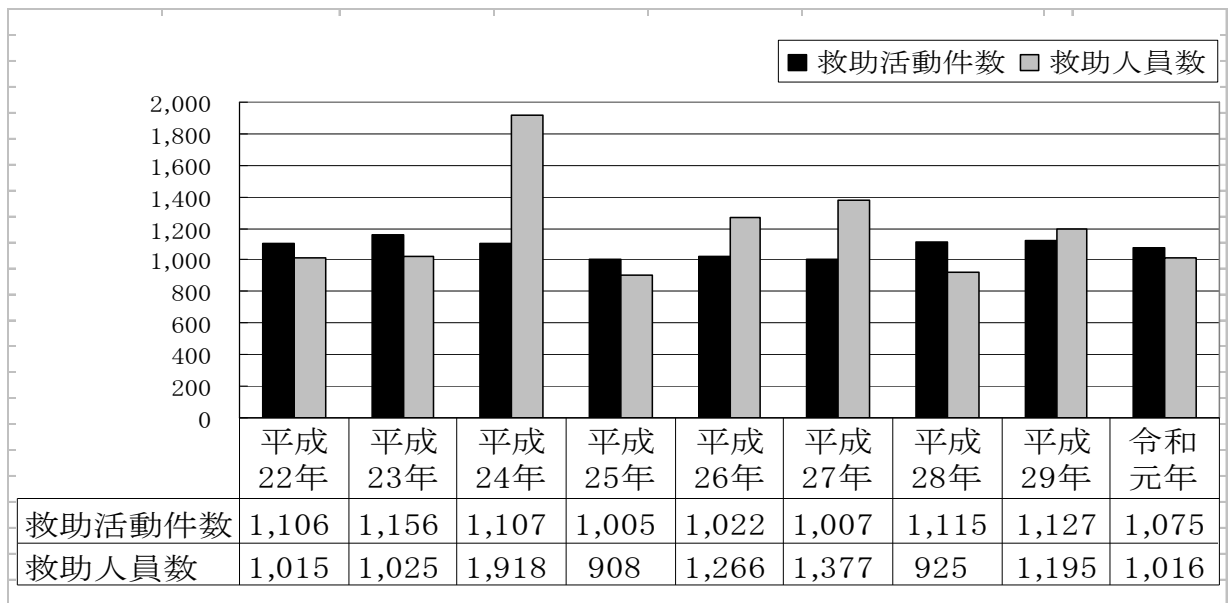
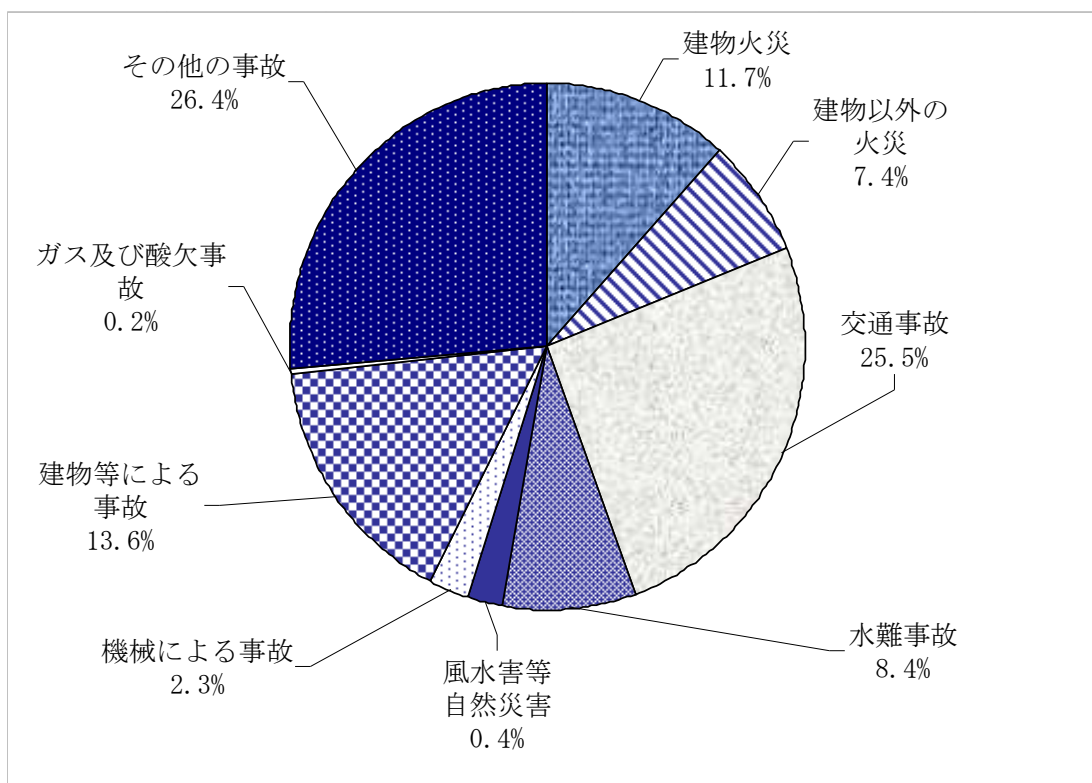


図2 救助活動件数構成比（令和元年中）



8 消防防災航空隊の活動状況

(1) 概要

静岡県消防防災航空隊は、市町消防本部からの派遣消防隊員8名（令和3年4月からは9名）及び運航委託会社のパイロット・整備士等により、平成9年度の発足以来、県民の安全を守るため防災ヘリコプターを使用して航空消防活動を実施している。

令和元年中の緊急運航の総件数は67件であり、このうち火災9件、救助35件、救急18件、その他5件であった。

(2) 火災防御活動

令和元年中の火災防御活動は9件であり、このうち林野火災が9件であった。

(3) 救助活動

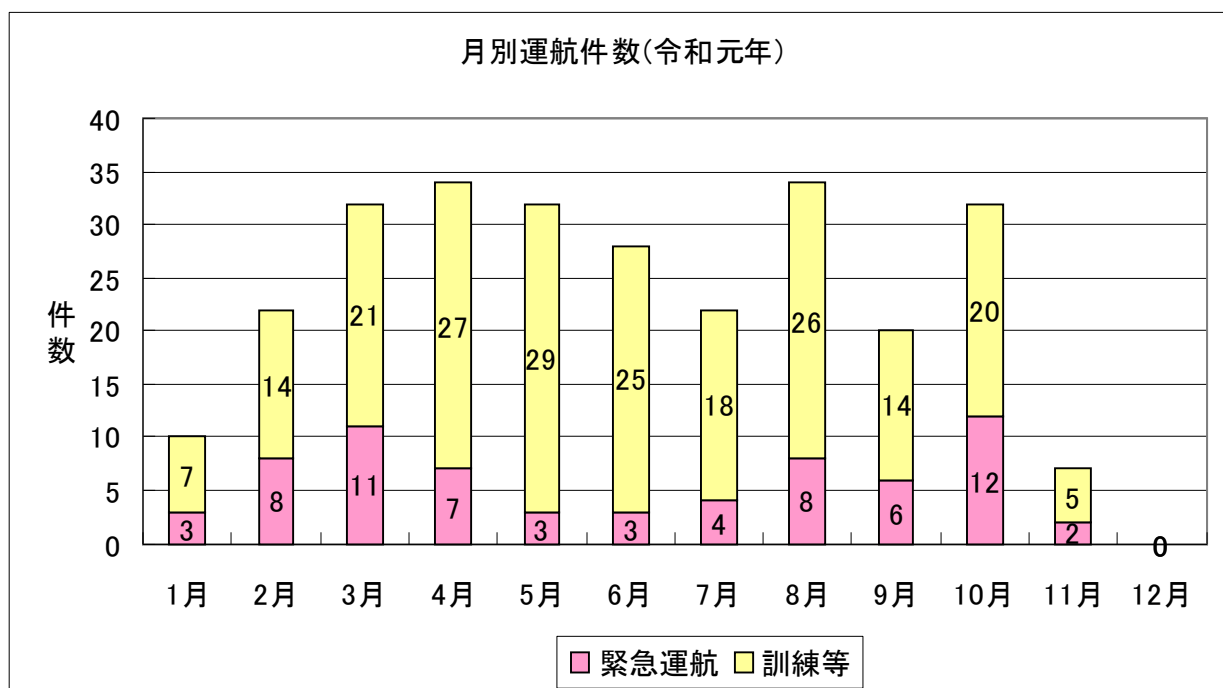
令和元年中の救助件数は35件であり、このうち水難事故が18件、山岳事故が15件、その他救助が2件であった。

(4) 救急活動

令和元年中の救急件数は18件であり、このうち水難が3件、一般負傷が10件、自損行為が1件、転院搬送が4件であった。

(5) 広域応援活動

令和元年中の広域応援活動は6件で、相互応援協定に基づき他県で発生した災害に出動した。（件数は(2)～(4)に含む。）



※年次点検等のため、80日間運航を休止した。

Ⅱ 火災統計

(' %% %% ' - ' && &&* (\$

fP&

fI&

% *

&

fI 7

*% -&

